

## 平成 27 年度 市民税均等割税率引上げ分の防災施策への活用

(平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間の臨時的措置)

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成 26 年度から平成 35 年度までの臨時措置として、市民税の均等割が年額 500 円引き上げられます。

平成 27 年度は、改正による市民税増収見込額は 10,766 千円です。増収分は市が実施する防災施策の充実に活用されます。

### ■平成 27 年度に実施する防災のための施策(緊急防災減災事業)

(単位:千円 予算額ベース)

事業名	事業費	国庫	その他 特定財源	市負担額
市役所庁舎外壁改修等事業	135,000		129,000	6,000
市民会館文化ホール耐震化等事業	255,837	57,334	153,900	44,603
消防団小型動力ポンプ車等整備事業	15,600		15,548	52
小中特別支援学校の耐震化等事業	1,578,960	290,880	1,204,200	83,880
緊急防災減災事業にかかる市債の元利償還	27,015			27,015
	2,012,412	348,214	1,502,648	161,550